

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 耐震診断補助金（第4条—第9条）

第3章 耐震補強設計補助金及び耐震補強工事補助金

第1節 耐震補強設計補助金（第10条—第15条）

第2節 耐震補強工事補助金（第16条—第22条）

第4章 補足（第23条—第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域公民館の耐震化を促し、地域が災害時における一時避難場所として指定し、市民が安心して生活できる環境整備のため、地域公民館の耐震診断・耐震補強設計・耐震補強工事に対して熊本市地域公民館耐震化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するために、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）により、建築物の地震に対する安全性を評価するものとして一般社団法人熊本県建築士事務所協会に所属する建築士事務所が行う耐震診断をいう。木造建築物の場合は精密診断をいう。
- (2) 耐震補強設計 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないとは判定された建築物に対して、地震に対して安全な構造となるようにする補強工事の計画及び設計であって、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により登録を受けた建築士事務所に属する建築士が行うものをいう。
- (3) 耐震補強工事 耐震補強設計に基づき、当該耐震補強設計を行った者が監理を行い、実施される工事をいう。
- (4) 指定第三者評価機関 耐震診断・耐震補強設計が適切に行われていることを評価する業務を行う機関として熊本市長が指定する団体をいう。
- (5) 精密診断 木造建築物において、一般社団法人日本建築防災協会出版の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる精密診断法により地震に対する安全性を耐震診断ソフトにて評価することをいう。

（補助対象団体）

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、熊本市地域公民館要綱（平成4年4月1日制定）第2条の地域公民館（同要綱第5条に基づき届け出られた地域公民館現況票における館の種別が兼用でないものに限る。）（以下「補助対象団体」という。）とする。

第2章 耐震診断補助金

（補助対象建築物）

第4条 耐震診断に係る補助の対象となる建築物は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 熊本市地域公民館建設・営繕費補助実施要綱（平成6年4月1日制定）第3条第1項に掲げる施設であること。
- (2) 熊本市地域防災計画における地域指定一時避難場所であること、又は一時避難場所として指定される見込みがあること。
- (3) 平成12年5月31日以前に着手し、建築された木造建築物又は昭和56年5月31日以前に着手し、建築された鉄骨又は鉄筋コンクリート建築物であること。
- (4) 原則として、建築基準法に係る違反がない建築物であること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、補助の対象とする。

（補助金の額）

第5条 耐震診断に係る補助金（以下「耐震診断補助金」という。）の額は、240千円を限度として、耐震診断に要した費用（市長が適当と認めたものに限る。）の3分の2（千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て

る。)の範囲内で市長が決定する。

(補助金交付申請)

第6条 耐震診断補助金の交付を受けようとする補助対象団体の代表者(以下「耐震診断申請者」という。)は、耐震診断の契約前に、次に掲げる書類を添えて耐震診断補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 地域指定一時避難場所であることがわかる書類又は総会の議事録
- (2) 建築物の全部事項証明書又は建築時期及び所有者が確認できる書類
- (3) 付近見取り図・配置図・平面図・立面図及び延床面積の計算書
- (4) 耐震診断の実施について、所有者の合意があることを証する承諾書又はこれに代わる誓約書
- (5) 耐震診断に要する費用の見積書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書の提出を受け、その内容を審査し、交付を決定したときは、耐震診断補助金交付決定通知書(様式第2号)により耐震診断申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 耐震診断申請者は、事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度の1月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて耐震診断補助金実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断報告書の写し
- (2) 耐震診断に係る契約書の写し
- (3) 領収書又は請求書
- (4) 指定第三者評価機関が評価するために必要な書類一式
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合においては、その内容及び指定第三者評価機関の報告を審査の上、耐震診断補助金の確定を行う。この場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めた場合は、耐震診断補助金の一部又は全部の減額を行うものとする。

2 交付確定の通知は、耐震診断補助金交付確定通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

第3章 耐震補強設計補助金及び耐震補強工事補助金

第1節 耐震補強設計補助金

(補助対象建築物)

第10条 耐震補強設計に係る補助の対象となる建築物は、第4条の規定に該当する建築物であって、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全でないと判定されたものとする。

(補助金の額)

第11条 耐震補強設計に係る補助金(以下「耐震補強設計補助金」という。)の額は、600千円を限度として、耐震補強設計に要した費用(市長が適当と認めたものに限る。)の3分の2(千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。)の範囲内で市長が決定する。

(補助金交付の申請)

第12条 耐震補強設計補助金の交付を受けようとする補助対象団体の代表者(以下「耐震補強設計申請者」という。)は、設計の契約前に耐震補強設計補助金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震補強設計に要する費用の見積書
- (2) 耐震補強設計の実施について、所有者の合意があることを証する承諾書又はこれに代わる誓約書
- (3) 第6条第2号及び第3号並びに第8条第1号から第3号までに掲げる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部の添付を省略することができる。

(補助金交付の決定)

第13条 市長は、前条第1項の交付申請書の提出を受け、その内容を審査し、交付を決定したときは、耐震補強設計補助金交付決定通知書(様式第6号)により耐震補強設計申請者に通知するものとする。この場合にお

いて、市長は、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第14条 耐震補強設計申請者は、耐震補強設計の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の1月31日のいずれか早い日までに、耐震補強設計実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震補強設計図
- (2) 耐震補強設計の契約等の写し
- (3) 耐震補強設計に要した費用の領収書又は請求書
- (4) 耐震補強設計概要書(様式第8号)
- (5) 指定第三者評価機関が評価するために必要な書類の一式
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合においては、その内容及び指定第三者評価機関の報告を審査の上、耐震補強設計補助金の確定を行う。この場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めた場合は、耐震補強設計補助金の一部又は全部の減額を行うものとする。

2 交付確定の通知は、耐震補強設計補助金交付確定通知書(様式第9号)により、通知するものとする。

第2節 耐震補強工事補助金

(補助対象建築物)

第16条 耐震補強工事に係る補助の対象となる建築物は、第10条の規定に該当する建築物であって、耐震補強設計を実施した建築物とする。当該建築物は、地域指定一時避難場所として工事完了の日から起算して10年以上活用される見込みがあると市長が認めたものでなければならない。

(補助金の額)

第17条 耐震補強工事に係る補助金(以下「耐震補強工事補助金」という。)の額は、6,000千円を限度とし、耐震補強工事及び工事監理委託に要した費用(市長が適当と認めたものに限る。)の3分の2(千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。)の範囲内で市長が決定する。

(補助金交付申請)

第18条 耐震補強工事の補助金の申請をしようとする補助対象団体の代表者(以下「耐震補強工事申請者」という。)は、耐震補強工事の契約前に、耐震補強工事補助金交付申請書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 現況写真
- (2) 耐震補強工事の実施について、所有者の合意があることを証する承諾書又はこれに代わる誓約書
- (3) 第6条第2号及び第3号並びに第8条第1号に掲げる書類
- (4) 第14条第1号から第4号までに掲げる書類
- (5) 2者以上による入札又は見積もりあわせ参加者の耐震補強工事に要する費用の見積書
- (6) 工事監理に要する費用の見積書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部の添付を省略することができる。

(補助金の交付の決定)

第19条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出を受け、その内容を審査し、交付を決定したときは、耐震補強工事補助金交付決定通知書(様式第11号)により耐震補強工事申請者に通知するものとする。

(中間検査)

第20条 耐震補強工事申請者は、耐震補強工事における耐震補強の状況を目視確認できる時期に達したとき、耐震補強工事中間検査依頼書(様式第12号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出し、工事監理者の立会いのもと、市長が行う中間検査を受けなければならない。

- (1) 耐震補強工事及び工事監理に係る契約書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による依頼があったときは、速やかに中間検査を行い、耐震補強工事が適切に行われているかを確認するものとする。

3 市長は、中間検査の結果、耐震補強工事が適切に行われていないと認める場合には、適切に行われるように

補助事業者が書面により指示するものとする。この場合において、補助事業者が指示に従わないときは、市長は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第21条 耐震補強工事申請者は、耐震補強工事完了の日から起算して30日以内又は当該年度の1月31日のいずれか早い日までに、耐震補強工事実績報告書(様式第13号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震補強工事に要した費用に係る領収書又は請求書
- (2) 耐震補強工事箇所の施工前・施行途中・施工後の写真
- (3) 第2条第3号の規定により、耐震補強工事の監理を行った者が作成する耐震補強工事監理報告書(様式第14号)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第22条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受け、その内容を検査し、補助金の確定をしたときは、耐震補強工事申請者に、耐震補強工事補助金交付確定通知書(様式第15号)により申請者に通知するものとする。

第4章 補足

(交付の方法)

第23条 耐震診断補助金、耐震補強設計補助金及び耐震補強工事補助金は、それぞれ補助事業が完了し、実績報告を受け、補助金の額を確定した後交付するものとする。

(補助の制限)

第24条 補助金の交付は、第4条に規定する施設の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事それぞれ1回限りとする。

2 平成28年熊本地震にかかる地域公民館営繕費等補助金(平成28年熊本地震にかかる地域公民館営繕費等補助実施要綱(平成28年10月27日制定)第1条に規定するものをいう)を受け、補助対象施設の修繕がされた場合は、本要綱において当該箇所を壊しての耐震診断や耐震補強工事を施工することはできない。

3 この要綱の制定前に、第4条に規定する施設の耐震診断及び耐震補強設計を既に実施した場合において、当該補助金の交付を受けようとする者は、本要綱に沿って耐震診断に係る申請から行わなければならない。

4 前項の場合において、既に完了した耐震診断が、第2条第4項に規定する指定第三者評価機関の評価を受けたものに限り、耐震診断に係る申請手続きを省略することができる。

5 第3項の場合において、既に完了した耐震診断及び耐震補強設計が、各々第2条第4項に規定する指定第三者評価機関の評価を受けたものに限り、耐震診断及び耐震補強設計に係る申請を省略することができる。

(補助金の経理)

第25条 補助対象団体は補助事業にかかる経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(雑則)

第26条 この要綱及び熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から施行し、平成32年3月31日をもって廃止する。

地域公民館耐震診断補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

公民館名
申請者 館長住所
館長氏名

印

熊本市地域公民館耐震化事業費補助実施要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

1 対象建築物の概要

公民館名			
所在地	熊本市	区	
構造	造、一部	造	延床面積 m ²
階数	地上	階 / 地下	階
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

2 耐震診断の概要

診断者	氏名		
	建築士事務所名称		
	所在地		
	電話番号		
交付申請額の算定	耐震診断に要する費用（見積額）	円 ①	
	①×2÷3（千円未満切捨て）	円 ②	
	上限額	240,000円 ③	
	交付申請額（②、③のいずれか少ない額）	円	
予定日	耐震診断等着手予定年月日	年 月 日	
	耐震診断等完了予定年月日	年 月 日	

3 平成28年熊本地震にかかる地域公民館営繕費等補助金申請状況

申請状況	申請予定 ・ 申請済 ・ 交付済 ・ 工事完了 ・ 申請なし		
	営繕箇所		

4 添付書類

- 地域指定一時避難場所であることがわかる書類又は総会の議事録
- 建築物の全部事項証明書又は建築時期及び所有者が確認できる書類
- 耐震診断等に要する費用の見積書
- 付近見取り図、配置図、平面図、立面図及び延床面積計算書
- 耐震診断の実施について、所有者の合意があることを証する承諾書又はこれに代わる誓約書

地域公民館耐震診断補助金交付決定通知書

熊本市指令（ ）第 号
年 月 日

館長住所

申請者 公民館名

館長名 様

熊本市長

耐震診断補助金の交付決定について

年 月 日付けで交付申請のあった耐震診断補助金については、熊本市地域公民館耐震化事業費補助実施要綱第7条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象事業費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象事業費	円
補助金額	円
- 4 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
請求の際には、本書の写しを添付すること。
- 5 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業終了後、耐震診断実績報告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (5) その他
- 6 補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。
- 7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

地域公民館耐震診断補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

公民館名
申請者 館長住所
館長氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた耐震診断が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 耐震診断等実施期間

着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

2 耐震診断に要した費用

円

3 補助金交付決定額

円

4 添付書類

- 耐震診断報告書の写し
- 耐震診断に係る契約書の写し
- 領収書又は請求書
- 指定第三者評価機関が評価するために必要な書類一式
- その他（ ）

様式第4号(第9条関係)

地域公民館耐震診断補助金交付確定通知書

熊本市指令()第 号
年 月 日

館長住所

申請者 公民館名

館長名 様

熊本市長

補助金の交付について

年 月 日付け熊本市指令()第 号で通知した耐震診断補助金については、熊本市地域公民館耐震化事業費補助実施要綱第9条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

補助金 円

(第一面)

地域公民館耐震補強設計補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

公民館名
申請者 館長住所
館長氏名

印

熊本市地域公民館耐震化事業補助実施要綱第12条の規定により下記のとおり申請します。

1 対象建築物の概要

公民館名			
所在地	熊本市	区	
構造	造、一部	造	延床面積 m^2
階数	地上	階 / 地下	階
工事期間	年 月 日	～	年 月 日

2-1 耐震診断に係る補助金交付額確定通知書番号 (補助金を受けている場合)

額確定通知	年 月 日付け	第 号
-------	---------	-----

2-2 補助金を受けずに実施した耐震診断

実施日	年 月 日		
実施者	会社名		代表者名

3 耐震補強設計の概要

設計者	氏名		
	資格	() 建築士 () 登録	第 号
	建築士事務所名称		
	() 建築士事務所 () 知事登録	号	
	所在地		
	電話番号		
交付申請額の算定	耐震補強設計に要する費用 (見積額)	円 ①	
	①×2÷3 (千円未満切捨て)	円 ②	
	上限額	600,000円 ③	
	交付申請額 (②、③のいずれか少ない額)	円	
予定日	耐震補強設計着手予定年月日	年 月 日	
	耐震補強設計完了予定年月日	年 月 日	

(第二面)

4 添付書類

凡例

- 必要な書類
- 耐震診断に係る補助金の交付を受けている場合に省略できる書類（提出済みの書類に変更がある場合は提出が必要）

書類	分類	
建築物の全部事項証明書又は建築時期及び所有者が確認できる書類		□
付近見取り図、配置図、平面図、立面図、及び延床面積計算書		□
耐震診断契約書および報告書の写し		□
耐震診断に要した費用の領収書又は請求書		□
耐震補強設計に要する費用の見積書		○
耐震補強設計の実施について、所有者の合意があることを証する承諾書又はこれに代わる誓約書		○

地域公民館耐震補強設計補助金交付決定通知書

熊本市指令（ ）第 号
年 月 日

館長住所

申請者 公民館名

館長名 様

熊本市長

耐震補強設計補助金の交付決定について

年 月 日付で交付申請のあった耐震補強設計補助金については、熊本市地域公民館耐震化事業費補助実施要綱第13条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象事業費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象事業費	円
補助金額	円
- 4 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
請求の際には、本書の写しを添付すること。
- 5 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業終了後、耐震補強設計実績報告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (5) その他
- 6 補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。
- 7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

地域公民館耐震補強設計実績報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

公民館名
申請者 館長住所
館長氏名

印

次のとおり補助金交付決定通知を受けた耐震補強設計が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定通知

耐震補強設計補助金交付決定通知番号	年 月 日 第 号
-------------------	-----------

2 耐震補強設計実施期間

着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

3 添付書類

- 耐震補強設計概要書
- 耐震補強設計図
- 耐震補強設計の契約書の写し
- 耐震補強設計に要した費用の領収書又は請求書
- 指定第三者評価機関が評価するために必要な書類一式
- その他（ ）

地域公民館耐震補強設計概要書

1 対象建築物の概要

申請者			
建築物名称			
所在地	熊本市 区		
階数	地上 階 / 地下 階		
構造	造、一部 造	延床面積	m ²

2 耐震補強設計の概要

設計者	氏名	Ⓔ	
	資格	() 建築士 () 登録 第 号	
	建築士事務所名称	() 建築士事務所 () 知事登録 第 号	
	所在地		
	電話番号		
	評価方法		
補強後評点			
補強箇所	有無	概 要	
基礎	有・無		
壁	有・無		
屋根	有・無		
その他	有・無		

様式第9号（第15条関係）

地域公民館耐震補強設計補助金交付確定通知書

熊本市指令（ ）第 号
年 月 日

館長住所

申請者 公民館名

館長名 様

熊本市長

補助金の交付について

年 月 日付け熊本市指令（ ）第 号で通知した耐震補強設計補助金については、熊本市地域公民館耐震化事業費補助実施要綱第15条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

補助金 円

（第一面）

地域公民館耐震補強工事補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

公民館名
申請者 館長住所
館長氏名

印

熊本市地域公民館耐震化事業費補助実施要綱第18条の規定により下記のとおり申請します。なお、当該公民館施設は、地域指定一時避難場所として工事完了の日から起算して10年以上活用することを申し添えます。

1 対象建築物の概要

公民館名			
所在地	熊本市 区		
構造	造、一部 造	延床面積	m ²
階数	地上 階 / 地下 階		
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

2-1 耐震診断に係る補助金交付額確定通知書（補助金を受けている場合）

通知日及び番号	年 月 日 第 号
---------	-----------

2-2 補助金を受けずに実施した耐震診断

実施日	年 月 日		
実施者	会社名	代表者名	

3-1 耐震補強設計に係る補助金交付額確定通知（補助金を受けている場合）

通知日及び番号	年 月 日 第 号
---------	-----------

3-2 補助金を受けずに実施した補強設計

実施日	年 月 日		
実施者	会社名	代表者名	

4 耐震補強工事に係る監理を行う者

工事監理者	氏名			
	資格	（ ）建築士（ ）登録 第 号		
	建築士事務所名称			
		（ ）建築士事務所（ ）知事登録 号		
	所在地			
	電話番号			

(第二面)

5 耐震補強工事の概要

工事施工者	会社名			
	代表者名			
	建設業の許可番号	() 第	号	
	所在地			
	電話番号			
交付申請額の算定	耐震補強工事に要する費用 (見積額)	工費費	円 ①	
		工事監理費	円 ②	
		合計 (①+②)	円 ③	
	③×2÷3 (千円未満切捨て)		円 ④	
	上限額	6,000,000円	⑤	
	交付申請額 (④、⑤のいずれか少ない額)		円	
予 定 日	耐震補強工事着手予定年月日	年	月	日
	耐震補強工事完了予定年月日	年	月	日

6 添付書類

凡例

- 必要な書類
- 耐震診断に係る補助金の交付を受けている場合に省略できる書類 (提出済みの書類に変更がある場合は提出が必要)
- △ 耐震補強設計に係る補助金の交付を受けている場合に省略できる書類 (提出済みの書類に変更がある場合は提出が必要)

書類	分類
建築物の全部事項証明書又は建築時期及び所有者が確認できる書類	□△
付近見取り図、配置図、平面図、立面図及び延床面積計算書	□△
耐震診断報告書の写し	□△
耐震補強設計図	△
耐震補強設計概要書	△
耐震補強設計に要した費用の領収書又は請求書	△
耐震補強設計の契約書の写し	△
耐震補強工事に要する見積書 (2者以上)	○
工事監理に要する費用の見積書	○
現況写真	○
補強工事の実施について、所有者の合意があることを証する承諾書又はこれに代わる誓約書	○

地域公民館耐震補強工事補助金交付決定通知書

熊本市指令（ ）第 号
年 月 日

館長住所

申請者 公民館名

館長名 様

熊本市長

耐震補強工事補助金の交付決定について

年 月 日付で交付申請のあった耐震補強工事補助金については、熊本市地域公民館耐震化事業費補助実施要綱第19条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象事業費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象事業費	円
補助金額	円
- 4 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
請求の際には、本書の写しを添付すること。
- 5 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業終了後、耐震補強工事实績報告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (5) その他
- 6 補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。
- 7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

地域公民館耐震補強工事中間検査依頼書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 公民館名
館長住所
館長氏名

印

耐震補強工事中間検査について、熊本市地域公民館耐震化事業費補助実施要綱第20条第1項の規定により、下記のとおり依頼します。

- 1 対象公民館
所在地（地番） 熊本市 区
- 2 工事監理者 建築士事務所名
代表者名 印
住所
電話番号
工事監理者名 印
- 3 工事施工者 施行業者名
代表者名
住所
電話番号
- 4 中間検査の工程に達する日 年 月 日（予定）
- 5 添付書類
 耐震補強工事及び工事監理に係る契約書の写し
 その他市長が必要と認める書類

地域公民館耐震補強工事実績報告書

年 月 日

熊本市長 (宛)

公民館名
申請者 館長住所
館長氏名

印

次のとおり補助金交付決定通知を受けた耐震補強工事について、耐震補強設計のとおり実施し、補強後の耐震性能を有することを確認しましたので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定通知及び変更承認通知

耐震補強工事補助金交付決定 通知番号	年 月 日 第 号
-----------------------	-----------

2 耐震補強工事実施期間

着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

3 耐震補強工事に係る監理を行った者

工事監理者	氏名	
	資格	() 建築士 () 登録第 号
	建築士事務所名称	
	() 建築士事務所 () 知事登録 号	
	所在地	
電話番号		

4 耐震補強工事に要した費用

円

5 補助金交付決定時の補助金交付決定額

円

6 添付書類

- 耐震補強工事に要した費用に係る領収書又は請求書
- 耐震補強工事箇所別の施工前・施行途中・施行後の写真
- 耐震補強工事監理報告書
- その他 ()

地域公民館耐震補強工事監理報告書

館長 公民館 様

建築士事務所名
 代表者名 印
 住 所
 電話番号
 工事監理者 印

地域公民館の耐震補強工事について、設計図書のとおり実施されていることを確認しましたので、報告いたします。

建築物の名称 及び所在地				
	熊本市 区			
工事種別	耐震補強工事			
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
工事が設計図書のとおり に実施されていること の確認	確 認 年月日	確 認 事 項	確認事項が定められている 設計図書の種類	確認方法の 概要
備考				

〔記入注意〕

- 1 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。
- 2 「工事種別」の欄は、増築等あれば記入してください。
- 3 「備考」の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項等を記入してください。
- 4 記入欄が不足する場合には、別紙に記入し添付してください。

様式第15号(第22条関係)

地域公民館耐震補強工事補助金交付確定通知書

熊本市指令()第 号
年 月 日

住 所

申請者 公民館名

館長名 様

熊本市長

補助金の交付について

年 月 日付け熊本市指令()第 号で通知した耐震補強工事補助金については、熊本市地域公民館耐震化事業費補助実施要綱第22条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

補助金 円